

**日本原燃株式会社再処理事業所における再処理事業、廃棄物管理事業及び MOX
燃料加工事業の変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめ
－標準応答スペクトルを考慮した基準地震動の追加等－**

令和5年9月20日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、次のとおり付議し、及び諮るものである。

- ・再処理事業、廃棄物管理事業及び MOX 燃料加工事業（以下「各事業」という。）の変更許可申請書に関する審査の結果の案の取りまとめの決定について付議
- ・原子力委員会（再処理事業のみ）及び経済産業大臣への意見聴取の実施の決定について付議
- ・科学的・技術的意見の募集に関する原子力規制庁の方針を了承することについて諮る

2. 経緯

令和4年1月12日に日本原燃株式会社（以下「申請者」という。）から、各事業に関して、再処理事業指定基準規則解釈の改正、又は廃棄物管理事業許可基準規則解釈若しくは加工事業許可基準規則解釈において準用する実用炉許可基準規則解釈の改正を踏まえた標準応答スペクトル（※¹）を考慮した基準地震動の追加等のため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）の規定（※²）に基づき事業変更許可申請書が提出された。また、令和5年6月29日及び令和5年8月2日に、申請者から同申請の補正書が提出された。なお、各申請の変更内容は、各事業の施設が設置される同一の敷地において共通で策定された基準地震動の追加等であることから、各事業の申請を一体として審査を進めた。

3. 審査の結果の案の取りまとめ

本申請について審査会合等において審査を進めてきたところ、原子炉等規制法に規定する変更の許可の基準（※³）に適合しているものと認められることから、別紙1-1～3のとおり審査の結果の案を取りまとめることを決定いた

（※¹）：「震源を特定せず策定する地震動に関する検討チーム」の検討結果において「震源を特定せず策定する地震動（全国共通）」として取りまとめた標準応答スペクトルをいう。

（※²）：原子炉等規制法第16条第1項、第44条の4第1項及び第51条の5第1項の規定のこと。

（※³）：原子炉等規制法第16条第3項において準用する同法第14条各号、同法第44条の4第3項において準用する同法第44条の2第1項各号、同法第51条の5第3項において準用する同法第51条の3各号の規定のこと。

だきたい。

4. 原子力委員会への意見聴取

再処理事業に関しては、原子炉等規制法第44条の4第3項において準用する同法第44条の2第2項の規定に基づき、別紙2のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について原子力委員会の意見を聴くことを決定いただきたい。

5. 経済産業大臣への意見聴取

原子炉等規制法第71条第2項の規定に基づき別紙3-1～3のとおり経済産業大臣の意見を聴くことを決定いただきたい。

6. 科学的・技術的意見の募集（第2案で委員会了承）

核燃料施設に係る審査書案に対する意見募集については、新規制基準において重大事故等対処施設の設置を要求している再処理施設及びMOX燃料加工施設について実施することとしており、日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設及びMOX燃料加工施設については、新規制基準適合性に係る事業変更許可の際、その審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行った（再処理施設については令和2年5月14日から30日間、MOX燃料加工施設については同年10月8日から33日間）。また、その他の核燃料施設については、リスクの観点から科学的・技術的に重要な判断が含まれる場合には、審査書案に対する意見募集を行うことがあり得るとしている。

今回の申請に係る審査書案を取りまとめるにあたっては、

（第1案）：別紙1-1～3の添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行う。

（第2案）：別紙1-1～3の添付の審査書案に対する科学的・技術的意見の募集を行わない。

7. 今後の予定

（第1案の場合）

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果並びに審査書案に対する科学的・技術的意見の募集の結果を踏まえ、原子炉等規制法の規定（※²）に基づく本申請に対する許可処分の可否について判断をいただきたい。

（第2案の場合）

原子力委員会及び経済産業大臣への意見聴取の結果、基準の適用や許可することについて特段の意見がなければ、原子炉等規制法の規定（※²）に基づく変更の許可を、文書管理要領別表第3（1）事項番号8，73及び84により原子力規制庁長官の専決処理により行うこととしたい。また、専決処理結果については、他の専決処理案件を含め、報告を行うこととしたい。

<別紙、参考>

- 別紙 1-1 日本原燃株式会社再処理事業所再処理事業変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）
添付 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第44条の2第1項第2号及び第4号関連）（案）
- 別紙 1-2 日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）
添付 日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可申請書に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の3第1号（技術的能力に係るもの）及び第2号関連）（案）
- 別紙 1-3 日本原燃株式会社再処理事業所核燃料物質加工事業変更許可申請書（MOX燃料加工施設）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について（案）
添付 日本原燃株式会社再処理事業所における核燃料物質の加工の事業の変更許可申請書（MOX燃料加工施設）に関する審査書（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第14条第1号及び第3号関連）（案）
- 別紙 2 原子力委員会宛て 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可に関する意見の聴取について（案）
- 別紙 3-1 経済産業大臣宛て 日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可に関する意見の聴取について（案）
- 別紙 3-2 経済産業大臣宛て 日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可に関する意見の聴取について（案）
- 別紙 3-3 経済産業大臣宛て 日本原燃株式会社再処理事業所における加工の事業の変更許可に関する意見の聴取について（案）
- 参考 1 試験研究用等原子炉施設における新規制基準への適合性審査に係る今後の進め方について（別紙 2）試験研究用等原子炉施設等の新規制基準適合性審査に係る意見募集について（平成 28 年 2 月 17 日第 56 回原子力規制委員会 資料 3）
- 参考 2 参考条文
- 参考 3 日本原燃株式会社再処理事業所再処理事業、廃棄物管理事業及び加工事業の変更許可申請に関する審査の概要